

【契約の概要調書】

(契約件名) 絶対値検出器の購入（地磁気観測所）						
契約の概要						
絶対値検出器は気象庁地磁気観測所の地磁気絶対観測と組み合わせて、地磁気絶対値を算出するために三成分の連続観測値を測定する機器である。経年劣化による更新のため3成分磁力計ほかを購入する。 ・品名及び数量： （内訳） <table><tr><td>フラックスゲート磁力計及びデータ伝送収録装置</td><td>1式</td></tr><tr><td>通信機器等</td><td>1式</td></tr><tr><td>その他備品</td><td>1式</td></tr></table> 納入期限　：令和8年2月20日（金） 納入場所　：地磁気観測所（茨城県石岡市柿岡595）	フラックスゲート磁力計及びデータ伝送収録装置	1式	通信機器等	1式	その他備品	1式
フラックスゲート磁力計及びデータ伝送収録装置	1式					
通信機器等	1式					
その他備品	1式					
注意点等						
・参加方式確認書類の提出期限　令和7年7月15日（火）17時まで ・最低価格落札方式 ・電子入札対象案件 ・電子調達システムのURL及び問い合わせ先 　調達ポータル　https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/ 　電子調達システムヘルプデスク　電話 0570-000-683						

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 件 名 | 絶対値検出器の購入(地磁気観測所)
(電子調達システム対象案件) |
| (2) 品 名 及 び 数 量 | 仕様書のとおり |
| (3) 規 格 | 仕様書のとおり |
| (4) 納 入 場 所 | 地磁気観測所 |
| (5) 納 入 期 限 | 令和8年2月20日 |

2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札時まで、令和7・8・9国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9
気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係
03-6758-3900 (内線2518)

4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月14日(月)17時まで
- (2) 交付場所 上記3. に同じ
- (3) 交付方法 電子調達システム(GEPS)にて交付する。なおこれによりがたい場合は、気象庁において電子データで交付する(CD-R要持参、USBメモリ不可)。

5. 証明書等提出期限等

- (1) 電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。
- (2) 提出期限 令和7年7月15日(火) 17時
- (3) 提出書類
(A) 電子入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)
(B) 紙入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び紙入札参加願

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3. (1)まで提出すること。

- (1) 入札書提出期限 令和7年7月29日(火) 11時
- (2) 開札日時・場所 令和7年7月30日(水) 11時 気象庁8階入札室

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. そ の 他

- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定後、契約書を作成する。
- (4) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

令和7年7月1日

支出負担行為担当官

気 象 庁 総 務 部 長 今 井 和 哉